

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第2号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「副教育長」の下に「及び本局の参事」を加え、同条第三項中「副部长及び参事」を「高校改革統括監、副部长及び部の参事」に改める。

第七条中「部長、副部长及び参事」を「参事、部長、高校改革統括監及び副部长」に改める。

第九条第一項中「、学校評価幹、地域教育幹」を削る。

第十三条第一項及び第二項中「参事」を「部の参事」に改め、同条第四項中「副部长、参事」を「参事、高校改革統括監、副部长」に改める。

別表第一専決事項の欄第三号中「及び勤続三十年」を「、勤続三十年及び勤続四十年」に改め、同欄第七号中「埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号。以下この表において「条例」という。）第五十一条」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この表において「法」という。）第十三条」に改め、同欄第八号中「条例第五十二条」を「法第十四条」に、「あつせん」を「あつせん」に改め、同欄第九号を削る。

別表第三第九号事務の種類の欄中「研修」を「教科等の研究協力校の指定」に改め、同号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、同表第十三号教育長決裁事項の欄1及び2中「副教育長」の下に「及び本局の参事」を、「並びに部長」の下に「、高校改革統括監」を加え、「参事」を「部の参事」に改め、同欄3中「副教育長」の下に「及び本局の参事」を加え、同欄4中「、部長、副部长及び参事」を「、参事、部長、高校改革統括監及び副部长」に、「（部長、副部长及び参事）」を「（部長、高校改革統括監、副部长及び部の参事）」に、「及び勤続三十年」を「、勤続三十年及び勤続四十年」に改め、同欄4ニ中「副教育長」の下に「及び本局の参事」を加え、同欄5から8までの規定中「副教育長」の下に

「及び本局の参事」を加え、同号部長専決事項の欄1から3までの規定中「副部長及び参事」を「高校改革統括監、副部長及び部の参事」に改め、同欄4中「副部長及び参事」を「高校改革統括監、副部長及び部の参事」に、「及び勤続三十年」を「、勤続三十年及び勤続四十年」に改め、同欄5中「及び勤続三十年」を「、勤続三十年及び勤続四十年」に改め、同欄6から9までの規定中「副部長及び参事」を「高校改革統括監、副部長及び部の参事」に改め、同表第十七号事務の種類の種類「(平成十五年法律第五十七号)」を削り、同号部長専決事項の欄中「第七十七条」を「第一百七十条」に、「第五十九条」を「第三百十条」に、「第四十四条」を「第一百七十条」に改める。

別表第四教育総務部の表総務課の項第四号教育長決裁事項の欄1中「部長、副部長、参事」を「参事、部長、高校改革統括監、副部長」に改め、同欄2中「及び部長」を「、本局の参事、部長及び高校改革統括監」に改め、同号部長専決事項の欄1中「部長、副部长、参事」を「参事、部長、高校改革統括監、副部长」に改め、同欄2中「及び部長」を「、本局の参事、部長及び高校改革統括監」に改める。

別表第四県立学校部の表県立学校人事課の項第四号部長専決事項の欄5中「及び勤続三十年」を「、勤続三十年及び勤続四十年」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。